

国保に加入するのはこんな人

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パート、アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 外国人登録をしていて、1年以上在留期間のある外国籍の人

手続きについて

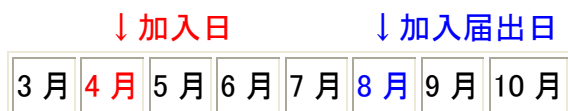
－ こんなときは、必ず 14 日以内に届出をしてください －

	こんなとき	必要なもの
国保に加入するとき	他市町から転入してきたとき (職場の健康保険に加入していないとき)	1、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき 被扶養者からはずれたとき	1、職場発行の資格喪失証明書 2、印鑑
	こどもが生まれたとき	1、印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	1、保護廃止決定通知書 2、印鑑
	外国籍の人が国民健康保険に入るとき	1、外国人登録証明書
国保をやめるとき	他市町に転出するとき	1、保険証 2、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき 被扶養者になったとき	1、保険証 2、印鑑 3、加入した職場の健康保険証
	死亡したとき	1、保険証 2、印鑑 3、会葬御礼ハガキまたは斎場使用許可証 など喪主が確認できる書類
	生活保護を受けるようになったとき	1、保険証 2、印鑑 3、保護開始決定通知書
	外国籍の人が国民健康保険をやめるとき	1、保険証 2、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	1、保険証 2、年金証書 3、印鑑
	世帯主、住所、氏名が変わったとき 世帯が分かれたとき又は一緒になったとき	1、保険証 2、印鑑
	修学のため、住所を別に定めるとき	1、保険証 2、印鑑 3、在学証明書または学生証
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	・なくしたときは 1、印鑑 2、身分証明書 ・汚したときは 1、保険証 2、印鑑

(注意!!)

※加入の届出が遅れると、国民健康保険に加入する資格ができた月の分まで遡って、国民健康保険税を納めることになります。

たとえば、3月31日に退職すれば4月1日に国民健康保険への加入資格ができますが、届出が8月10日に遅れると……



国民健康保険税は届出をした8月からではなく、資格のできた4月まで遡って納付していただくことになります。

※脱退の届出が遅れると、国民健康保険税を二重に納めてしまうことになります。

また、資格喪失後に国民健康保険証で病院などにかかると、上郡町国民健康保険が負担した分の医療費をあとで返していただく場合があります。